

箕面市訓令第百二十五号

庁中一般

箕面市高齢者専用定期券購入助成金交付要綱を次のように定める。

令和八年五月二十二日

箕面市長 原 田 亮

箕面市高齢者専用定期券購入助成金交付要綱

(趣旨)

第一条 この要綱は、箕面北部地域に居住している高齢者に対し公共交通による移動を支援し、公共交通の利用促進を図るとともに、健康寿命の延伸を目指し、高齢者専用定期券の購入に係る費用の一部を助成することに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第二条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 箕面北部地域 上止々呂美、下止々呂美、森町北一丁目、森町北二丁目、森町中一丁目、森町中二丁目、森町中三丁目、森町南一丁目、森町南二丁目及び森町南三丁目の区域をいう。

二 高齢者 第六条に規定する助成金の交付の申請（以下「交付申請」という。）をした時点において、七十歳以上の者をいう。

三 定期券 阪急バス株式会社が発行する高齢者専用定期券（h a n i c a はんきゅうグランドパス70）であつて、その券面に記載された有効期間の始期が令和八年四月一日以降のものをいう。

(助成対象者)

第三条 箕面市高齢者専用定期券購入助成金（以下「助成金」という。）

の交付を受けることができる者（以下「助成対象者」という。）は、次

のいずれにも該当する者とする。

- 一 交付申請をした時点において箕面北部地域に居住する高齢者であつて、有効期間内の定期券を所持している者
- 二 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員でないこと。

（助成対象者が定期券を複数所持している場合の取扱い）

第四条 助成対象者が、交付申請の際に有効期間に重複のある定期券を複数所持している場合は、一に限り助成の対象として取り扱うものとする。

（助成金の額）

第五条 助成金の額は、次に掲げる定期券の通用期間の区分に応じ、当該各号に定める金額とする。

- 一 三か月 二千五百円
- 二 六か月 五千円
- 三 一年 一万円

（助成金の交付申請）

第六条 助成金の交付を受けようとする助成対象者又は当該助成対象者から委任を受けた者（以下「受任者」という。）は、箕面市高齢者専用定期券購入助成金交付申請書兼請求書（様式第一号。以下「申請書」という。）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- 一 有効期間内の定期券の写し
- 二 助成対象者の氏名及び住所が確認できる書類等の写し
- 三 受任者が提出する場合にあっては、当該受任者の氏名及び住所が確認できる書類等の写し並びに委任状

四 助成金の振込先口座に係る金融機関名、支店名、口座種別、口座番号及び口座名義人が確認できる通帳等の写し

五 前号の口座名義人が助成対象者と異なる場合にあつては、当該口座名義人の氏名及び住所が確認できる書類等の写し並びに委任状

(申請書の提出期間)

第七条 申請書の提出期間は、定期券の有効期間内(当該有効期間の終期が箕面市の休日を定める条例(平成二年箕面市条例第三号)第二条に規定する市の休日にあたるときは、市の休日の翌日を含む。)とする。

2 前項の規定にかかわらず、通用期間が三か月である定期券の利用を令和八年六月三十日までに開始した場合は、前項の提出期間を当該定期券の有効期間満了後九十日以内に限り延長することができる。

3 前項の場合において、同項の定期券は、第六条第一号に定める有効期間内の定期券とみなす。

4 第一項の規定にかかわらず、助成対象者が二回目以降の交付申請をする場合は、前回の交付申請時に提出した定期券の写しに記載された有効期間が満了するまでは、申請書を提出することができない。

(助成金の交付決定等)

第八条 市長は、申請書の提出があつたときは、その内容を審査し、速やかに助成金の交付の可否を決定するものとする。

2 前項の場合において、助成金の交付を決定したときは、助成金の支払いをもつて交付決定の通知に代えるものとし、助成金を交付しないことを決定したときは、箕面市高齢者専用定期券購入助成不交付決定通知書(様式第二号)により助成対象者に通知するものとする。

(助成金の返還)

第九条 市長は、前条の交付決定を受けた助成対象者が次の各号に掲げる行為を行った場合、助成金の返還を求めることができる。

一 阪急バス株式会社に定期券の払戻し請求を行ったとき。

二 虚偽の申請その他不正な手段により助成金の交付を受けたとき。

(委任)

第十条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和八年七月一日から施行する。